

庁舎が移転しても

巻・頭・言

平成29年度 特許庁技術懇話会 代表委員 鉄 豊郎

平成29年度の代表委員を務めさせていただきます鉄豊郎と申します。1年間の任期ですがよろしく願いいたします。審査官昇任1年目に常任幹事を務めさせていただいて以来、約20年ぶりに特技懇に関わらせていただくことになりました。前回常任幹事をやっていた際に、特技懇常任委員・幹事が集まった最後の宴席だったと思いますが、その宴席で「今回は下働きでしたが、次回特技懇に関わるときは頭を使う方で役に立ちたい。」と言ったことを記憶しています。その場を盛り上げるつもりで言ったことが現実のものとなってしまい、話を最初に受けたときに自分自身驚いた次第です。

前任の代表委員等から引き継ぎをすると、約20年前とは、細かい業務ももちろん、特技懇自体のあり方も様変わりしています。様変わりした要因は色々あり、ここでその要因を述べるとかなり長くなるのでやめておきますが、現在の状況にマッチした特技懇の活動とは何かということを探しているところです。

ところで、昨年末から今年初めにかけて審査部が六本木仮庁舎へ移転となり、現在特許庁オフィスは、一部改修中の本庁舎、JTビル、経済産業省別館、そして六本木仮庁舎の4箇所に分散しております。この巻頭言が掲載される頃には、仮庁舎で仕事をしている方は、移転からほぼ半年が経過して、色々な不便さを受け容れつつも執務環境に慣れていることかと思えます。

今回の移転は本庁舎の改修によるものですが、過去を遡ると、特許庁はスペース問題に伴う移転の繰り返しです。スペース問題やペーパーレス化に対応するために現在の本庁舎が計画され、平成元年にその本庁舎が竣工し、翌年の平成2年に、私は本庁舎完成後の最初の新人として入庁しました。その分、本庁舎に対する思い入れが深かったのは確かで、審査部へ異動し、本庁舎を去る際には、若干寂しさがありました。

ただ、執務する場所や環境が変わっても、審査官・審判官としてやる職務は同じです。審査・審判は、まず人あり

きで、審査官・審判官が最終的に判断を下すものに他なりません。的確な判断を下し続けるためには、審査官・審判官の不断の努力が必要です。一人で努力するよりは、協議・合議等の場を通じて、皆で協力しあい、切磋琢磨できれば、お互いに皆様の知識レベルの向上をできるのではないのでしょうか。

協議・合議やワーキンググループ等の担当分野毎や所属室・部毎の単位で実施されているものとは別に、会員である審査官・審判官同士が、組織横断的に切磋琢磨できる場を特技懇が提供できたら幸いかと思います。そのような場があれば、会則で謳われている「会員相互」の「研さん」はもちろんのこと、「会員相互」の「親睦」にもつながるのではないのでしょうか。

審査官・審判官が、出向や併任等の機会では他部や他分野の方と交流できることがあるかもしれませんが、常にそのような機会があるばかりでもありません。通常業務とは違った機会、審査第一部～第四部及び審判部のそれぞれの括りや、特許か意匠かの括りにとらわれず、特技懇活動による交流を図って、些細なアイデアでもお互いに共有できるようになれば、特技懇の存在意義があるというものです。

今年度も昨年度と同様に、特技懇誌の発行、セミナーや意見交換会等の開催をしていきますが、オフィスが分散していても、会員の皆様に支障がないように配慮していくつもりです。例えば、代議員総会については、昨年度の代議員総会で会則の附則を改正し、決議に必要な代議員の数を減らすとともに、本庁舎改修中の期間に限って、書面又はメール等による決議を行ってもよいこととしましたので、一部の会員のご負担は減らせるかもしれません。

以上、話題としてまとまりがないものとなってしまいましたが、今後も、特技懇の活動に、より一層のご理解をいただくとともに、会員の皆様の特技懇活動への積極的なご参加をお待ちしております。また、特技懇が、「世界最速・最高品質の審査」の実現に少しでも貢献できれば幸いです。